

社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第42条の規定に基づき職員に対して支給する給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、直接本人に現金で支払うものとする。ただし、職員から自己名義の預金口座への振替への申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

2 給与の支払いにあつては、法令又は書面による協定がある場合においては、給与の一部を控除して支払うことができる。

(給与の種類)

第3条 給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職特別勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料の支給)

第4条 給料は、毎月1回、その月に支給すべき額の全額を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から規則第27条の規定に基づく勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

6 前項の規定により日割計算をした額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(給料の支給定日)

第5条 給料の支給定日は、その月の20日とする。ただし、その日が休日にあ

たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日を支給定日とする。

- 2 支給定日前に前条第3項に該当することとなったときは、速やかに支給する。
(給与の減額)

第6条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき会長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じその額を1週間の勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。
- 3 前項の規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 4 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月以降の給料から差し引くものとし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が給料から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与額から差し引くものとする。

(給料表)

第7条 給料表は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 前項の給料表は、臨時に雇用される職員には適用されない。

(職務の級の標準的な職務の内容)

第8条 給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定めるとおりとする。

第2章 初任給

(職務の級の決定)

第9条 新たに職員となる者の職務の級は、前条に規定する級別標準職務表に定める基準に従い決定する。

(初任給基準表)

第10条 初任給基準表は、別表第3に定めるとおりとする。

(初任給の決定)

第11条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給のうち、その者の資格又は年齢に応じて初任給基準表に掲げる額と同じ額の号給とする。ただし、その職員がその職務について有用な学歴、経験等をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合においては、それより上位の給料月額とすることができる。

第3章 昇格及び昇給

(昇格)

第12条 職員を昇格させるには、その職員が現に属する職務の等級に2年以上在級していなければ昇格させることができない。ただし、職務の特殊性等により必要がある場合には、この限りでない。

(昇給の種類)

第13条 昇給は、普通昇給及び特別昇給とする。

(普通昇給)

第14条 職員の昇給は、4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として市の規則で定める基準を準用し決定するものとする。
- 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用について同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職員の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、市の規則を準用する。

(普通昇給の時期)

第15条 前条に規定する昇給の時期は、4月1日とする。

(特別昇給)

第16条 職員が次の各号の一に該当する場合は、第14条に規定する期間を短縮して直近上位の給料月額に昇給させることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀であるという事由によって表彰を受けた場合
- (2) 勤務評定その他勤務成績を判定するに足りると認められる事実により特に優秀な成績を有すると証明された場合
- (3) 前2号に該当する職員が昇格した場合
- (4) 業務成績の向上、能率増進、サービス改善、発明考案等により職務上特に功績があり、又は特殊な施設においてきわめて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があったことにより会長の指定する表彰又は顕彰を受けた場合
- (5) 20年以上勤務して退職した場合
- (6) 職制若しくは、定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた

結果退職する場合

第4章 諸手当

第1節 管理職手当

(管理職手当)

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき会長が指定するものについて支給する。

2 管理職手当及び管理職特別勤務手当の額は、会長が別に定める。

第2節 扶養手当

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害がある者

(支給額)

第19条 扶養手当の月額は、前条第2項1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

2 扶養家族としての子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第3節 地域手当

(地域手当)

第20条 職員に対して、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。

第4節 住居手当

(住居手当)

第21条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(借間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員
- (2) その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの
(支給額)

第22条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員の家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員の家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)に11,000円を加算した額
- (2) 前条第2号に掲げる職員 4,000円

第5節 通勤手当

(通勤手当)

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(「交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。」)
- (2) 通勤のため自転車並びにバイク及び自動車(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(「自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。」)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（「交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が2キロメートル未満であるものを除く。」）

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 その者の1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 自転車等の使用距離（以下「この号において使用距離」という。）が片道3キロメートル未満である職員にあつては2,000円、使用距離が片道3キロメートル以上である職員にあつては2,000円に使用距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルを加えるごとに550円を加算した額
- (3) 前項第2号に掲げる職員のうち、通勤のため自動車を使用することを常例とする職員で、新座市役所の位置を定める条例の庁舎に勤務するため、当該自動車を市長の指定する場所に駐車し、その費用の負担をしている職員にあつては、前項に掲げるそれぞれの額に3,000円を加算した額。
- (4) 前項第3号に掲げる職員にあつては、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規程で定める区分に応じ、運賃等相当額及び第2号に掲げる額の合計額、運賃等相当額又は第2号に掲げる額

第6節 特殊勤務手当

（特殊勤務手当）

第24条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

（手当の種類等）

第25条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び支給額は、次に掲げるとおりとする。

種 類	支給を受ける者の範囲	支給区分支給額
待機業務手当	新座市東部第1地域包括支援センター所長	月額 5,000円

（支給期間と支給制限）

第26条 特殊勤務手当の支給期間は、月の初日から末日までとし、その期間のうち15日以上勤務しない者については、特殊勤務手当は支給しない。

第7節 時間外勤務手当及び休日勤務手当

(時間外勤務手当)

第27条 時間外勤務手当は、職員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合においては、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して支給する。

2 時間外勤務手当の割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第28条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）

100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の日 100分の135

(休日勤務手当)

第28条 休日勤務手当は、職員が休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた場合において、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。

2 前項の休日とは、就業規則第29条に定める日をいう。

(手当の額)

第29条 時間外勤務手当、夜間勤務手当の額は、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150）を手当として支給する。また、休日勤務手当の額は、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の160）を手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替又は半日勤務時間の割振り変更により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員に対して、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（会長が別に定めた時間を除く。）に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 前2項に定める勤務1時間当たりの給与額は、給料月額とこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を

乗じたものから、4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分（社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員育児・介護休業等に関する規則第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員にあっては同項の規定により定められたその者の勤務時間、就業規則第21条の3に規定する再任用短時間勤務職員にあっては同条の規定により定められたその者の勤務時間を5で除して得た時間）を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（会長が別に定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 職員就業規則第32条に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に定める時間外勤務手当の支給割合を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することを要しない。

（出張中の職員の手当）

第30条 公務により出張中の職員に対しては、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。ただし、あらかじめ会長が時間外勤務又は休日勤務に服することを指示して出張を命じた場合は、この限りでない。

（端数計算）

第31条 時間外勤務及び休日勤務の時間数は、その月の勤務した全時間数によって計算するものとして、この場合において、その時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

2 前項に規定する勤務の手当を算出する場合において当該額に、1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

第8節 期末手当

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条並びに附則第6項第3号において、これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員（無給休職者を除く。）に対して、それぞれ、6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 次のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第46条第4号の免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第22条の規程により解雇された職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

3 会長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上に定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合にあって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき

4 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 会長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提訴しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、会長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。

（期末手当の額）

第33条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

- (2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
- (3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60
- (4) 3 か月未満 100 分の 30

2 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第6項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

3 給料表の適用を受ける職員でその職務が主任以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して会長の定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で会長の定める割合を乗じて得た額を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。

第9節 勤勉手当

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第34条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第37条まで及び附則第6項第4号において、これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 基準日に在職する職員のうち次に掲げる職員には、勤勉手当を支給しない。
休職者（公務傷病等による休職者を除く。）

3 第1項の規定にかかわらず、基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、その退職し、又は死亡した日において前項に該当する職員であった者には勤勉手当を支給しない。

（勤勉手当の額）

第35条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

3 第33条第3項の規定は、第1項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは、「次条第2項」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の期間率)

第36条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

勤務期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100分の 10
15 日未満	100分の 5
0	0

(勤勉手当の成績率)

第37条 成績率は、次の各号に掲げる基準日の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で会長が定めるものとする。

(1) 6月1日 100分の35以上100分の75以下

(2) 12月1日 100分の40以上100分の90以下

(退職手当)

第38条 職員が、職員就業規則第21条及び第21条の2の規定により退職したとき、又は、第22条の規定により解雇されたときは、退職手当を支給する。

2 職員が次の各号いずれかに該当するときは、第38条第1項の規定による退職手当を支給しない。

(1) 職員就業規則第45条に規定する懲戒によって退職を命じられたとき

(2) 在職中禁錮以上の刑に処せられたとき

- 3 退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。)中の行為にかかる刑事事件に関し起訴されたときは、退職手当を支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。
- 4 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職中の行為にかかる刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当の額を返納させることができる。なお、退職手当の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。
- 5 職員に支給する退職手当に関する事項は、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款及び社団法人埼玉県社会福祉事業共助会定款を準用する。
- 6 社団法人埼玉県社会福祉事業共助会の年会費及び退職共済掛金は、社協と職員が折半し負担する。

第10節 諸手当の支給定日等

(諸手当の支給定日)

第39条 管理職手当、扶養手当、地域手当、特殊勤務手当、住居手当、管理職特別勤務手当及び通勤手当は給料の支給方法に準じて支給する。

2 時間外勤務手当及び休日勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

3 職員が職員就業規則第32条第1項の規定により指定された時間外代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月」とあるのは「職員就業規則第32条第1項の規定により時間外代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第40条 第27条から第31条までの規定は、第17条の管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

第5章 補則

(休職者の給与)

第41条 職員が就業規則第17条第1項第1号により休職されたときの給与は次の各号に定める割合に応じて支給することができる。

- (1) 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。

(2) 職員が結核性疾患にかかり就業規則に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

2 職員が就業規則第17条第1項第2号により休職にされたときは、その休職の期間中にこれに給料、扶養手当、住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

3 前各号以外の事由で、休職されたときは、その休職の期間中にこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4 第1項第2号及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第32条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に定める日に、第33条各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、第32条第2項に定める職員については、この限りでない。

(臨時職員の賃金)

第42条 臨時に雇用された職員の賃金は、臨時職員就業要綱により支給する。

(準用)

第43条 この規程に定めない事項、あるいは疑義ある事項については、新座市の条例及び規則を準用し、解釈するものとする。

附 則 (平成5年1月19日理事会承認)

附 則

この規程は、会長決裁の日から施行する。(平成21年5月27日会長決裁)

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

1 この規程は、理事会の承認を得た日から施行する。

2 この規程は、理事会の承認を得た日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程は、平成4年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第23条第2項第3号及び第25条の規程は、平成5年4月1日から適用する。

3 平成4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員の給与規程の規定により、その受ける号級に異動があった職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号級及びこれを受けるとなる期間は、会長が定めることによる。

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合において、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。
- 5 従前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員の給与規程は、廃止する。
- 6 平成28年3月31日までの間、給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないもの（以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じる。
 - (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び附則第8項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第8項において「給料月額減額基礎額」という。））
 - (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）及び当該特定職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - (3) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第33条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で会長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第1項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額（同条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、

当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で会長の定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第1項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第35条第3項において準用する第33条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で会長の定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第35条第1項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第3項において準用する第33条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で会長の定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第35条第1項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(6) 第41条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第41条第1項第1号 前各号に定める額

イ 第41条第1項第2号又は第3項 第1号、第2号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第41条第2項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第41条第4項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額

7 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減じる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

8 附則第6項の規定により給与が減じられて支給される職員についての第6条及び第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第6条第2項及び第29条第3項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額

の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

- 9 附則第6項から第8項に定めるもののほか、当該各項の実施に関し必要な事項は、新座市の条例及び規則を準用する。

附 則 (平成6年2月15日理事会承認)

(施行期間等)

- 1 この規程は、理事会の承認のあった日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号級等)

- 2 平成5年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間において、この規定の改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号級若しくは給料月額に異動のあった改正後の規程の規定による当該適用又は異動日における職務の級及び号級又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、会長の定めるところによる。

(給与の内払い)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

(期末手当の額の特例)

- 4 平成5年12月に期末手当を支給された職員に係る平成6年3月にこの規程による改正後の規程第34条の規定に基づいて支給される期末手当の額は、同条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られる同月に支給されることとなる期末手当の額(以下の項において「期末手当額」という。)から同条の規定による平成5年12月1日現在におけるその者の期末手当基礎額に100分の10を乗じて得た額に、平成5年12月1日を基準日とした同日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同条第3項の表に定める割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則 (平成7年1月20日理事会承認)

(施行期日等)

- 1 この規程は、理事会の承認を得た日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程は、平成6年4月1日から適用する。ただし、

改正後の規程第10条の規程は、平成7年4月1日より適用する。

(切替期間における異動者の号級等)

- 2 平成6年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程の規定により、その受ける号給に異動があった職員の改正後の規程の規定による当該適用は又は、異動の日における号給及びこれを受けることとなる期間は、会長が定めるところによる。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当の額の特例)

- 4 平成6年12月に期末手当を支給された職員に係る平成7年3月にこの規程による改正後の規程第33条の規定に基づいて支給される期末手当の額は、同条第1項の規程にかかわらず、同項の規定により算出して得られる同月に支給されることとなる期末手当の額(以下この項において「期末手当額」という。)から同条の規定による平成6年12月1日を基準日とした同日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同条第1項の表に定める割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則 (平成8年1月26日理事会承認)

(施行期日等)

- 1 この規程は、理事会の承認を得た日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程は、平成7年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第23条の規程は、平成8年4月1日より適用する。

(切替期間における異動者の号級等)

- 2 平成7年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程の規定により、その受ける号給に異動があった職員の改正後の規程の規定による当該適用は又は、異動の日における号給及びこれを受けることとなる期間は、会長が定めるところによる。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成9年1月31日理事会承認)

(施行期日等)

- 1 この規程は、理事会の議決の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第27条の規定は、平成9年2月1日より適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 （平成10年1月29日理事会承認）

（施行期日等）

- 1 この規程は、理事会の議決の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 （平成11年1月28日理事会承認）

（施行期日等）

- 1 この規程は、理事会の議決の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 （平成12年2月1日理事会承認）

（施行期日等）

- 1 この規程は、理事会の議決の日から施行する。ただし、第2条の規程は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

（期末手当の額の特例）

- 3 平成11年12月に改正前の規程第33条の規定に基づいて支給される職員

の期末手当の額が、改正後の規程第33条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 4 前項の規定の適用を受ける者の平成12年3月に支給されることとなる期末手当の額は、改正後の規程第33条第1項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から前項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額（その相当する額が期末手当額を超えるときは、期末手当額）を控除した額とする。

（給与の内払）

- 5 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規程による給与の内払とみなす。

附 則 （平成13年1月25日理事会承認）

（施行期日等）

- 1 この規程は、理事会の議決の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当の額の特例）

- 2 平成12年12月にこの規程による改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第33条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の規程第33条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第1項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 平成12年12月に改正前の規程第35条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の規程第35条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第1項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。
- 4 前2項の規定の適用を受ける者の平成13年3月に支給されることとなる期末手当の額は、改正後の規程第33条第1項の規定にかかわらず、同条の規定

に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から前2項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額（その相当する額が期末手当額を超えるときは、期末手当額）を控除した額とする。

（給与の内払）

- 5 職員が、改正前の規程の規定に基づいて支給を受けた給与は、改正後の規程（期末手当については改正後の規程第33条又はこの規程の附則第2項、勤勉手当については改正後の規程第35条又はこの規程の附則第3項）の規定による給与の内払とみなす。

附 則 （平成14年1月31日理事会承認）

- 1 この規程は、理事会の議決の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成13年4月1日から適用する。
- 2 平成13年12月に改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第33条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の規程第33条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第1項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける者の平成14年3月に支給されることとなる期末手当の額は、改正後の規程第33条第1項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から前項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額（その相当する額が期末手当額を超えるときは、期末手当額）を控除した額とする。
- 4 職員が、改正前の規程の規定に基づいて支給を受けた期末手当は、改正後の規程第33条第1項又はこの規程の附則第2項の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 （平成15年1月29日理事会承認）

（施行期日）

- 1 この規程は、理事会の議決の日から施行する。ただし、第1条中社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程第19条第1項及び別表の改正規定並びに次項から附則第4条までの規定は、平成15年1月1日から、第1条中職員の給与規程第33条第3項及び第2条並びに附則第5項の規定は、平成15年

4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 2 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び会長の定めるこれに準じる職員の切替日における号級又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 3 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号級又は給料月額は、第1条の規定による改正前の職員の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与規程第33条第1項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当(以下この項において「基礎額」という。)から、第1号に掲げる第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基礎額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年3月1日まで引き続いて在職した期間で、平成14年4月

1日から切替日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から切替日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改正により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)合計額

(2) 継続在職期間について改正後の給料規程の規定による給料月額及び扶養手当の額により算出した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 5 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の職員の給与規程第33条第1項の規定の適用については、同項中「6か月以内」とあるのは「3か月以内」と、同項第1号中「6か月」とあるのは「3か月」と、同項第2号中「5か月以上6か月未満」とあるのは「2か月15日以上3か月未満」と、同項第3号中「3か月以上5か月未満」とあるのは「1か月15日以上2か月15日未満」と、同項第4号中「3か月未満」とあるのは「1

か月15日未満」とする。

附 則 （平成15年11月28日会長専決）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、給与規程第33条第1項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の160」に改める規定は、平成16年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 2 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び会長の定めるこれに準じる職員の切替日における号級又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 3 職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号級又は給料月額は、第1条の規定による改正前の職員の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 4 平成15年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与規程第33条第1項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（規程に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日（同月2日から切替日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在籍していた職員で任用の事情を考慮して規程で定めたものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規程で定める日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び通勤手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から切替日に属する月の前月までの月数（同年4月1日から切替日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他規程で定める期間がある職員にあっては、当該月額から当該期間を考慮して規程で定める月数を減じた月

数) を乗じて得た額。

- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100分の1.07を乗じて得た額。

附 則 (平成16年3月18日理事会承認)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の6」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	100分の10
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の9
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の8
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の7

附 則 (平成17年1月25日理事会承認)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月28日会長専決)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 切替日前に職務の級を異した職員及び会長の定めるこれに準じる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成17年12月に支給する期末手当(以下この項において「12月期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程第33条第1項から第3項若しくは第41条第1項から第3項又は新座市職員の公益法人等への派遣に関する条例第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算出される12月期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(第1号に掲げる額。以下この候において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給

しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から切替日までの間に新たに職員となった者）にあつては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち新座市規則「平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則」（以下「規則」という。）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.34を乗じて得た額に、同年4月から切替日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から切替日の前日までの期間において在籍しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.34を乗じて得た額

4 平成17年4月1日から切替日までの間において規則で定める者にあつた者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び規則で定める額の合計額」とする。

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 （平成18年3月22日理事会承認）

（施行期日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年3月26日理事会承認）

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項第3項及び第22条第1項第3号の削除は、平成20年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 平成19年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が3級であった職員の切替日における職務の級は、会長が定めるところにより、2級又は3級とする。

（号給の切替え）

3 切替日の前日において職員給与規程別表第1の給料表の適用を受けていた職

員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（会長が定める職員にあっては、会長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え）

- 4 切替日の前日において給与規程別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、市の規則を準用する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び会長の定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 6 前4項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与規程及び市の規則の規定に従って定められるものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程等の一部を改正する規程（平成21年11月27日会長専決）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（会長の定める職員を除く。）には、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額からその額に2分の1を乗じて得た額（その額が10,000円を超えるときは、10,000円）を減じた額（職員給与規程附則第6項の規定により給与が減じられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

- (1) 減額改定対象外職員（附則別表第2の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が附則別表第2の号給欄に掲げる号給であるものをいう。）以外の職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められたときは、当該職員には、市の規則に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員については、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市の規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（地域手当に関する特例）

10 切替日から平成23年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与規程第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、切替日から平成22年3月31日までの間は「100分の8」と、同年4月1日から平成23年3月31日までの間は「100分の9」とする。

（市規則への準用）

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市の規則を準用する。

附則別表第1

号給の切替表

旧号給	経過期間・旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満		1	1					
	3月以上6月未満		2	1					
	6月以上9月未満		3	1					
	9月以上12月未満		4	1					
	12月以上		5	1					
2	3月未満		5	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		7	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		8	1	1	1	1	1	1
	12月以上		9	1	1	1	1	1	1
3	3月未満		9	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		10	1	1	1	1	1	1

	6月以上9月未満		1 1	1	1	1	1	1	1
	9月以上1 2月未満		1 2	1	1	1	1	1	1
	1 2月以上		1 3	1	1	1	1	1	1
4	3月未満	1	1 3	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1 4	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1 5	1	1	1	1	1	1
	9月以上1 2月未満	4	1 6	1	1	1	1	1	1
	1 2月以上	5	1 7	1	1	1	1	1	1
5	3月未満	5	1 7	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	1 8	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	1 9	3	1	1	1	1	1
	9月以上1 2月未満	8	2 0	4	1	1	1	1	1
	1 2月以上	9	2 1	5	1	1	1	1	1
6	3月未満	9	2 1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1 0	2 2	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1 1	2 3	7	1	1	1	1	1
	9月以上1 2月未満	1 2	2 4	8	1	1	1	1	1
	1 2月以上	1 3	2 5	9	1	1	1	1	1
7	3月未満	1 3	2 5	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1 4	2 6	1 0	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1 5	2 7	1 1	3	1	1	1	1
	9月以上1 2月未満	1 6	2 8	1 2	4	1	1	1	1
	1 2月以上	1 7	2 9	1 3	5	1	1	1	1
8	3月未満	1 7	2 9	1 3	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1 8	3 0	1 4	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	1 9	3 1	1 5	7	3	1	1	1
	9月以上1 2月未満	2 0	3 2	1 6	8	4	1	1	1
	1 2月以上	2 1	3 3	1 7	9	5	1	1	1
9	3月未満	2 1	3 3	1 7	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	2 2	3 4	1 8	1 0	6	2	2	1
	6月以上9月未満	2 3	3 5	1 9	1 1	7	3	3	1
	9月以上1 2月未満	2 4	3 6	2 0	1 2	8	4	4	1
	1 2月以上	2 5	3 7	2 1	1 3	9	5	5	1

1 0	3月未満	2 5	3 7	2 1	1 3	9	5	5	1
	3月以上6月未満	2 6	3 8	2 2	1 4	1 0	6	6	2
	6月以上9月未満	2 7	3 9	2 3	1 5	1 1	7	7	3
	9月以上1 2月未満	2 8	4 0	2 4	1 6	1 2	8	8	4
	1 2月以上	2 9	4 1	2 5	1 7	1 3	9	9	5
1 1	3月未満	2 9	4 1	2 5	1 7	1 3	9	9	5
	3月以上6月未満	3 0	4 2	2 6	1 8	1 4	1 0	1 0	6
	6月以上9月未満	3 1	4 3	2 7	1 9	1 5	1 1	1 1	7
	9月以上1 2月未満	3 2	4 4	2 8	2 0	1 6	1 2	1 2	8
	1 2月以上	3 3	4 5	2 9	2 1	1 7	1 3	1 3	9
1 2	3月未満	3 3	4 5	2 9	2 1	1 7	1 3	1 3	9
	3月以上6月未満	3 4	4 6	3 0	2 2	1 8	1 4	1 4	1 0
	6月以上9月未満	3 5	4 7	3 1	2 3	1 9	1 5	1 5	1 1
	9月以上1 2月未満	3 6	4 8	3 2	2 4	2 0	1 6	1 6	1 2
	1 2月以上	3 7	4 9	3 3	2 5	2 1	1 7	1 7	1 3
1 3	3月未満	3 7	4 9	3 3	2 5	2 1	1 7	1 7	1 3
	3月以上6月未満	3 8	5 0	3 4	2 6	2 2	1 8	1 8	1 4
	6月以上9月未満	3 9	5 1	3 5	2 7	2 3	1 9	1 9	1 5
	9月以上1 2月未満	4 0	5 2	3 6	2 8	2 4	2 0	2 0	1 6
	1 2月以上	4 1	5 3	3 7	2 9	2 5	2 1	2 1	1 7
1 4	3月未満	4 1	5 3	3 7	2 9	2 5	2 1	2 1	1 7
	3月以上6月未満	4 2	5 4	3 8	3 0	2 6	2 2	2 2	1 8
	6月以上9月未満	4 3	5 5	3 9	3 1	2 7	2 3	2 3	1 9
	9月以上1 2月未満	4 4	5 6	4 0	3 2	2 8	2 4	2 4	2 0
	1 2月以上	4 5	5 7	4 1	3 3	2 9	2 5	2 5	2 1
1 5	3月未満	4 5	5 7	4 1	3 3	2 9	2 5	2 5	2 1
	3月以上6月未満	4 6	5 8	4 2	3 4	3 0	2 6	2 6	2 2
	6月以上9月未満	4 7	5 9	4 3	3 5	3 1	2 7	2 7	2 3
	9月以上1 2月未満	4 8	6 0	4 4	3 6	3 2	2 8	2 8	2 4
	1 2月以上	4 9	6 1	4 5	3 7	3 3	2 9	2 9	2 5
1 6	3月未満	4 9	6 1	4 5	3 7	3 3	2 9	2 9	2 5
	3月以上6月未満	5 0	6 2	4 6	3 8	3 4	3 0	3 0	2 6
	6月以上9月未満	5 1	6 3	4 7	3 9	3 5	3 1	3 1	2 7

	9月以上12月未満	52	64	48	40	36	32	32	28
	12月以上	53	65	49	41	37	33	33	29
17	3月未満	53	65	49	41	37	33	33	29
	3月以上6月未満	54	66	50	42	38	34	34	30
	6月以上9月未満	55	67	51	43	39	35	35	31
	9月以上12月未満	56	68	52	44	40	36	36	32
	12月以上	57	69	53	45	41	37	37	33
18	3月未満	57	69	53	45	41	37	37	33
	3月以上6月未満	58	70	54	46	42	38	38	34
	6月以上9月未満	59	71	55	47	43	39	39	35
	9月以上12月未満	60	72	56	48	44	40	40	36
	12月以上	61	73	57	49	45	41	41	37
19	3月未満	61	73	57	49	45	41	41	37
	3月以上6月未満	62	74	58	50	46	42	42	38
	6月以上9月未満	63	75	59	51	47	43	43	39
	9月以上12月未満	64	76	60	52	48	44	44	40
	12月以上	65	77	61	53	49	45	45	41
20	3月未満	65	77	61	53	49	45	45	41
	3月以上6月未満	66	78	62	54	50	46	46	42
	6月以上9月未満	67	79	63	55	51	47	47	43
	9月以上12月未満	68	80	64	56	52	48	48	44
	12月以上	69	81	65	57	53	49	49	45
21	3月未満	69	81	65	57	53	49	49	45
	3月以上6月未満	70	82	66	58	54	50	50	46
	6月以上9月未満	71	83	67	59	55	51	51	47
	9月以上12月未満	72	84	68	60	56	52	52	48
	12月以上	73	85	69	61	57	53	53	49
22	3月未満	73	85	69	61	57	53	53	49
	3月以上6月未満	74	86	70	62	58	54	54	50
	6月以上9月未満	75	87	71	63	59	55	55	51
	9月以上12月未満	76	88	72	64	60	56	56	52
	12月以上	77	89	73	65	61	57	57	53
	3月未満	77	89	73	65	61	57	57	

23	3月以上6月未満	78	90	74	66	62	58	58	
	6月以上9月未満	79	91	75	67	63	59	59	
	9月以上12月未満	80	92	76	68	64	60	60	
	12月以上	81	93	77	69	65	61	61	
24	3月未満	81	93	77	69	65	61	61	
	3月以上6月未満	82	94	78	70	66	62	62	
	6月以上9月未満	83	95	79	71	67	63	63	
	9月以上12月未満	84	96	80	72	68	64	64	
	12月以上	85	97	81	73	69	65	65	
25	3月未満	85	97	81	73	69	65	65	
	3月以上6月未満	86	98	82	74	70	66	66	
	6月以上9月未満	87	99	83	75	71	67	67	
	9月以上12月未満	88	100	84	76	72	68	68	
	12月以上	89	101	85	77	73	69	69	
26	3月未満			85	77	73	69		
	3月以上6月未満			86	78	74	70		
	6月以上9月未満			87	79	75	71		
	9月以上12月未満			88	80	76	72		
	12月以上			89	81	77	73		
27	3月未満			89	81	77	73		
	3月以上6月未満			90	82	78	74		
	6月以上9月未満			91	83	79	75		
	9月以上12月未満			92	84	80	76		
	12月以上			93	85	81	77		
28	3月未満			93	85	81	77		
	3月以上6月未満			94	86	82	78		
	6月以上9月未満			95	87	83	79		
	9月以上12月未満			96	88	84	80		
	12月以上			97	89	85	81		
29	3月未満			97	89	85	81		
	3月以上6月未満			98	90	86	82		
	6月以上9月未満			99	91	87	83		
	9月以上12月未満			100	92	88	84		

	1 2 月以上			1 0 1	9 3	8 9	8 5		
3 0	3 月未満			1 0 1	9 3	8 9	8 5		
	3 月以上 6 月未満			1 0 2	9 4	9 0	8 6		
	6 月以上 9 月未満			1 0 3	9 5	9 1	8 7		
	9 月以上 1 2 月未満			1 0 4	9 6	9 2	8 8		
	1 2 月以上			1 0 5	9 7	9 3	8 9		
3 1	3 月未満			1 0 5					
	3 月以上 6 月未満			1 0 6					
	6 月以上 9 月未満			1 0 7					
	9 月以上 1 2 月未満			1 0 8					
	1 2 月以上			1 0 9					
3 2	3 月未満			1 0 9					
	3 月以上 6 月未満			1 1 0					
	6 月以上 9 月未満			1 1 1					
	9 月以上 1 2 月未満			1 1 2					
	1 2 月以上			1 1 3					
3 3	3 月未満			1 1 3					
	3 月以上 6 月未満			1 1 4					
	6 月以上 9 月未満			1 1 5					
	9 月以上 1 2 月未満			1 1 6					
	1 2 月以上			1 1 7					
3 4	3 月未満			1 1 7					
	3 月以上 6 月未満			1 1 8					
	6 月以上 9 月未満			1 1 9					
	9 月以上 1 2 月未満			1 2 0					
	1 2 月以上			1 2 1					
3 5	3 月未満			1 2 1					
	3 月以上 6 月未満			1 2 2					
	6 月以上 9 月未満			1 2 3					
	9 月以上 1 2 月未満			1 2 4					
	1 2 月以上			1 2 5					

附則別表第 2 (附則第 7 項関係)

減額改定対象外職員の号給表

給料表	職務の級	号 給
	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から36号給まで
	3 級	1号給から8号給まで

附 則 （平成20年1月25日理事会承認）

（施行期日等）

1 この規程は、理事会の承認のあった日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、会長の定める職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、会長の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（市規則への準用）

6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市の規則を準用する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月17日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第1条中社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第33条第1項の改正規定（「100分の140」を「100分の125」に改める部分に限る。）は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期末手当」という。）の額は、第1条の規定による改正後の給与規程第33条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（平成21年6月1日において第2条の規定による改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程の一部を改正する規程附則第7項に規定する減額改定対象外職員（以下「減額改定対象外職員」という。）であった者にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から平成21年12月1日（以下この号において「切替日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から切替日の前日までの期間において減額改定対象外職員であった期間がある職員にあつては当該月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

（市の条例等への委任）

- 3 附則第2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、新座市の条例及び規則を準用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、理事会承認の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成22年12月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び会長の定めるこれに準じる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第1条の規定による改正前の職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成22年12月に支給する期末手当(以下この項において「12月期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の職員給与規程第33条又は第41条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(平成22年6月1日において減額改定対象外職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が同表の号給欄に掲げる号給であるもの(第1条の規定による改正後の職員給与規程附則第6項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、職員給与規程の一部を改正する規程(平成19年3月26日理事会承認)附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。)をいう。)であった者にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から切替日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から切替

日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の会長の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長の定める月数を減じた月数。) を乗じて得た額。

- (2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額。

給料表	職務の級	号 給
	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から76号給まで
	3 級	1号給から48号給まで
	4 級	1号給から32号給まで
	5 級	1号給から24号給まで
	6 級	1号給から16号給まで
	7 級	1号給から4号給まで

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 5 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する第1条の規定による改正後の職員給与規程附則第6号の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年11月30日理事会承認）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成23年12月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び会長の定めるこれに準じる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところによ

り、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第1条の規定による改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成23年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期末手当」という。）の額は、職員給与規程第33条又は第41条第1項から第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（平成23年6月1日において減額改定対象外職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が同表の号給欄に掲げる号級であるもの（職員給与規程附則第2項の規定の適用を受けず、かつ、職員給与規程の一部を改正する規程（平成19年4月1日施行）附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。）をいう。）であった者にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から切替日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から切替日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から88号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで

	5 級	1号給から36号給まで
	6 級	1号給から28号給まで
	7 級	1号給から16号給まで
	8 級	1号給から4号給まで

(市規則への準用)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市の規則を準用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月28日理事会承認)

(施行期日等)

- 1 この規程は、理事会承認の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程(第4項において「改正後の規程」という)は平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成26年4月1日(以下この項において「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び会長の定めるこれに準じる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への準用)

- 5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市の規則を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動

した職員及び会長の定めるこれに準じる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、新座市の条例及び規則を準用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、理事会承認の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（第3項において「改正後の規程」という）は平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への準用)

- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、新座市の条例及び規則を準用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成29年2月15日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（次項において「改正後の規程」という）は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、職員給与規程第19条第1項の規定の適用については、「前条第2項1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。

5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第19条第1項の規定の適用については、同項中「（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前条第2項第2号」とあるのは「、前条第2項第2号」とする。

（市規則への準用）

6 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市の規則を準用する。

附 則

この規程は、平成29年9月6日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年2月22日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程(次項において「改正後の規程」という)は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への準用)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市の規則を準用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年2月14日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員給与規程(次項において「新規程」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

(市規則の準用)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市の規則を準用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、理事会承認の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員給与規程(次項において「新規程」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員

給与規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

(市規則の準用)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市の規則を準用する。

附 則 (令和2年7月9日理事会承認)

(施行期日等)

- 1 この規程は、理事会承認の日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程(次項及び第4項において「改正後の規程」という。)の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程(次項において「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(令和4年3月31日までの間における住居手当に関する特例)

- 4 この規程の施行の日の前日において改正前の規程第21条及び第22条の規定により住居手当を支給されていた職員であって、この規程の施行の日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っているもののうち、改正後の規程第21条及び第22条の規定による住居手当の額が改正前の規程第21条及び第22条の規定による住居手当の額に達しないこととなるものの住居手当については、この規程の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の規程第21条及び第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(市規則の準用)

- 5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市の規則を準用する。

附 則 (令和2年12月1日会長専決)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(市規則の準用)

- 2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市の規則を準用する。

附 則 (令和4年6月20日会長専決)

(施行期日等)

1 この規程は、承認を受けた日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当の額)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会給与規程第33条第1項及び第2項、第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同月前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 再任用職員(社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員就業規則第21条の3の規定により採用された職員をいう。)以外の職員 127.5分の15
(市規則の準用)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市の規則を準用する。

附 則 (令和5年1月18日理事会承認)

(施行期日等)

1 この規程は、理事会承認の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員給与規程(次項において「新規程」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 新規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

(市規則の準用)

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市の規則を準用する。

別表第1 (第7条関係)

給料表

単位：円

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	146,100	171,700	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	174,400	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	177,000	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	179,600	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	182,200	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	183,900	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	185,500	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	187,200	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	188,700	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	190,400	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	192,200	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	193,900	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	195,500	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	197,300	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	199,100	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	200,900	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	202,400	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	204,200	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	206,000	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	207,800	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	209,400	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	211,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	213,000	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	214,800	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	216,200	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	218,000	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	219,700	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	221,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	223,200	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	224,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	226,500	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	228,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	229,500	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	231,200	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	232,800	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	234,400	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	235,400	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	202,500	236,900	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	203,700	238,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	205,000	239,500	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	206,300	240,700	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	207,600	241,900	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	208,900	242,900	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	210,200	244,100	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	211,300	245,400	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600

46	212,600	246,400	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	469,000
47	213,900	247,600	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,400
48	215,200	248,900	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800
49	216,300	249,800	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100
50	217,400	251,100	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,500
51	218,400	252,300	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	470,900
52	219,500	253,600	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	471,300
53	220,600	255,000	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,600
54	221,600	256,400	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	472,000
55	222,500	257,600	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	472,400
56	223,500	258,800	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	472,800
57	223,800	260,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	473,100
58	224,600	261,200	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	473,500
59	225,400	262,500	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	473,900
60	226,100	263,600	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	474,300
61	226,800	264,700	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	474,600
62	227,800	265,800	325,700	365,200	381,700	404,100	445,200	475,000
63	228,600	267,100	326,500	365,900	382,300	404,400	445,500	475,400
64	229,400	268,400	327,300	366,600	382,900	404,700	445,800	475,800
65	230,100	269,400	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200	476,100
66	230,800	270,500	328,600	367,600	383,900	405,300	446,500	476,500
67	231,700	271,800	329,300	368,300	384,500	405,600	446,800	476,900
68	232,700	273,100	330,100	369,000	385,100	405,900	447,100	477,300
69	233,400	274,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500	477,600
70	234,000	275,000	331,600	369,900	386,000	406,400	447,800	478,000
71	234,500	275,900	332,300	370,600	386,500	406,700	448,100	478,400
72	235,200	277,000	333,000	371,200	387,100	407,000	448,400	478,800
73	236,000	278,100	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800	479,100
74	236,600	279,100	334,100	372,100	387,800	407,500	449,100	—
75	237,200	280,000	334,600	372,800	388,200	407,800	449,400	—
76	237,700	281,000	335,200	373,400	388,600	408,000	449,700	—
77	238,400	281,500	335,500	373,800	388,900	408,200	450,100	—
78	239,100	282,400	336,000	374,300	389,200	408,500	450,400	—
79	239,800	283,100	336,400	374,900	389,500	408,800	450,700	—
80	240,300	284,000	336,900	375,400	389,800	409,000	451,000	—
81	240,800	285,000	337,300	375,900	390,000	409,200	451,400	—
82	241,500	285,800	337,800	376,500	390,300	409,500	—	—
83	242,200	286,600	338,300	377,000	390,600	409,800	—	—
84	242,900	287,400	338,800	377,300	390,800	410,000	—	—
85	243,500	288,200	339,100	377,700	391,000	410,200	—	—
86	244,200	288,700	339,500	378,200	391,300	410,500	—	—
87	244,900	289,100	340,000	378,600	391,600	410,800	—	—
88	245,600	289,600	340,400	379,000	391,800	411,100	—	—
89	246,100	289,800	340,700	379,400	392,000	411,200	—	—
90	246,600	290,100	341,100	379,900	392,300	411,500	—	—
91	246,900	290,300	341,600	380,300	392,600	411,800	—	—
92	247,300	290,700	342,000	380,700	392,800	412,100	—	—
93	247,600	290,900	342,200	381,000	393,000	412,200	—	—
94	—	291,100	342,600	381,400	393,300	412,500	—	—

	95	—	291,500	343,100	381,800	393,600	412,800	—	—
	96	—	291,800	343,500	382,200	393,900	413,100	—	—
	97	—	292,100	343,700	382,600	394,000	413,200	—	—
	98	—	292,400	344,100	383,000	394,300	413,500	—	—
	99	—	292,700	344,500	383,400	394,600	413,800	—	—
	100	—	293,100	344,800	383,800	394,900	414,100	—	—
	101	—	293,400	345,100	384,200	395,000	414,200	—	—
	102	—	293,800	345,500	384,600	395,300	414,500	—	—
	103	—	294,100	345,900	385,000	395,600	414,800	—	—
	104	—	294,500	346,300	385,400	395,900	415,100	—	—
	105	—	294,700	346,800	385,800	396,000	415,200	—	—
	106	—	294,900	347,200	386,200	396,300	415,500	—	—
	107	—	295,200	347,600	386,600	396,600	415,800	—	—
	108	—	295,600	348,000	387,000	396,900	416,100	—	—
	109	—	295,800	348,500	387,400	397,000	416,200	—	—
	110	—	296,100	348,900	387,800	397,300	416,500	—	—
	111	—	296,500	349,200	388,200	397,600	416,800	—	—
	112	—	296,900	349,500	388,600	397,900	417,100	—	—
	113	—	297,100	350,000	389,000	398,000	417,200	—	—
	114	—	297,400	350,400	389,400	398,300	417,500	—	—
	115	—	297,800	350,800	389,800	398,600	417,800	—	—
	116	—	298,100	351,200	390,200	398,900	418,100	—	—
	117	—	298,300	351,500	390,600	399,000	418,200	—	—
	118	—	298,600	351,900	391,000	399,300	418,500	—	—
	119	—	299,000	352,300	391,400	399,600	418,800	—	—
	120	—	299,300	352,700	391,800	399,900	419,100	—	—
	121	—	299,500	353,000	392,200	400,000	419,200	—	—
	122	—	299,900	353,400	392,600	400,300	—	—	—
	123	—	300,300	353,800	393,000	400,600	—	—	—
	124	—	300,600	354,200	393,400	400,900	—	—	—
	125	—	300,800	354,500	393,800	401,000	—	—	—
	126	—	301,000	—	394,200	401,300	—	—	—
	127	—	301,300	—	394,600	401,600	—	—	—
	128	—	301,700	—	395,000	401,900	—	—	—
	129	—	301,900	—	395,400	402,000	—	—	—
	130	—	302,100	—	395,800	—	—	—	—
	131	—	302,400	—	396,200	—	—	—	—
	132	—	302,700	—	396,600	—	—	—	—
	133	—	303,100	—	397,000	—	—	—	—
	134	—	303,300	—	397,400	—	—	—	—
	135	—	303,600	—	397,800	—	—	—	—
	136	—	303,900	—	398,200	—	—	—	—
	137	—	304,200	—	398,600	—	—	—	—
	138	—	—	—	399,000	—	—	—	—
	139	—	—	—	399,400	—	—	—	—
	140	—	—	—	399,800	—	—	—	—
	141	—	—	—	400,200	—	—	—	—
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2（第8条関係）

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事補に相当する職務
2 級	主事に相当する職務
3 級	主任に相当する職務
4 級	係長（主査）に相当する職務
5 級	副課長（専門員）に相当する職務
6 級	課長に相当する職務
7 級	副局長に相当する職務
8 級	局長に相当する職務

別表第3（第10条関係）

初任給基準表

学 歴	初 任 給
大学卒	1 級 2 9 号給
短大卒	1 級 2 1 号給
高校卒	1 級 9 号給

備 考

- 1 本表は、学校卒業後2年以内に採用した者の給料月額で、それ以上経過した者については、本人の経歴その他により定める。
- 2 本表により難しい者又は本表にない者の初任給は、会長が定める。